化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)

この総量削減基本方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第12条の3及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の2の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号に規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成13年12月11日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)は、なおその効力を有する。

1 削減の目標

発生源別及び府県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表 1 発生源別の削減目標量

(単位:トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成 1 6 年度における量
生活排水	2 3 7	2 6 1
産業排水	2 4 7	2 4 5
その他	5 3	5 5
総量	5 3 7	5 6 1

表 2 府県別の削減目標量

	削減目標量	(参考)
		平成16年度における量
京都府	2 0	2 0
大 阪 府	7 6	8 3
兵 庫 県	5 6	6 1
奈 良 県	1 8	2 0
和歌山県	2 7	2 8
岡山県	4 3	4 7
広島県	6 4	6 5
山口県	5 3	5 3
徳 島 県	3 6	3 6
香川県	2 7	2 8
愛 媛 県	6 3	6 5
福岡県	1 7	1 7
大 分 県	3 7	3 8
総量	5 3 7	5 6 1

(2) 窒素含有量について

表 3 発生源別の削減目標量

(単位:トン/日)

		削減目標量	(参考) 平成 1 6 年度における量
	生活排水	1 5 2	1 5 9
	産業排水	1 1 6	1 1 7
	その他	1 9 7	2 0 0
	総量	4 6 5	4 7 6

表 4 府県別の削減目標量

A.		(' '- ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
	削減目標量	(参考)
		平成16年度における量
京都府	1 7	1 7
大 阪 府	6 7	7 1
兵 庫 県	5 9	6 1
奈 良 県	1 2	1 3
和歌山県	1 7	1 7
岡山県	4 2	4 3
広島県	4 3	4 4
山口県	3 4	3 4
徳島県	2 0	2 0
香川県	3 2	3 3
愛 媛 県	6 6	6 6
福岡県	2 4	2 4
大 分 県	3 2	3 3
総量	4 6 5	4 7 6

(3) りん含有量について

表 5 発生源別の削減目標量

(単位:トン/日)

		削減目標量	(参考) 平成 1 6 年度における量
	生活排水	11.6	1 2 . 4
	産業排水	7.7	8 . 0
	その他	1 0 . 2	1 0 . 2
	総量	29.5	30.6

表 6 府県別の削減目標量

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
京都府	1 . 2	1 . 2
大 阪 府	4 . 3	4 . 8
兵 庫 県	3 . 1	3 . 3
奈良県	0.9	1 . 0
和歌山県	1 . 4	1 . 4
岡山県	2 . 4	2 . 5
広島県	2 . 5	2 . 6
山口県	2 . 1	2 . 1
徳 島 県	1 . 6	1 . 6
香川県	2 . 0	2 . 0
愛 媛 県	5 . 0	5 . 0
福岡県	0.8	0.8
大 分 県	2 . 2	2.3
総量	29.5	30.6

2.目標年度

目標年度は平成21年度とする。

3. 汚濁負荷量の削減の方途

大阪湾においてはさらに海域の水環境改善を図ることを目途として、また、大阪湾を除く瀬戸内海においてはCODに関して海域水質の悪化を防ぐこと、窒素及びりんに関して海域水質の維持を図ることを目途として、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 下水道整備を促進するほか、地域の実状に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。
- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。
- (3) 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理、養殖漁場の環境改善、 合流式下水道の改善等の施策を推進するほか、小規模特定事業場、未規制事業 場等について上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等 を行うこと。
- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。
- 4.その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項
 - (1) 残された干潟を保全するとともに、失われた干潟の再生の推進を図ること。 また、底泥除去や覆砂等の底質改善対策の推進を図ること。
 - (2) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずること。

(参考1)

瀬戸内海に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

平成 1 6 年度における総量 5 0 7 トン / 日目標年度における総量 4 8 7 トン / 日

(2) 窒素含有量について

平成 1 6 年度における総量 4 4 9 トン / 日目標年度における総量 4 4 1 トン / 日

(3) りん含有量について

平成 1 6 年度における総量 2 8 . 1 トン / 日目標年度における総量 2 7 . 3 トン / 日

(参考2)

大阪湾 に係る発生源別、府県別の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について

表 7 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位:トン/日)

	目標年度における量	平成16年度における量
生活排水	9 3	1 0 2
産業排水	3 1	3 2
その他	9	1 0
総量	1 3 3	1 4 4

表 8 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

		目標年度における量	平成16年度における量
	京都府	2 0	2 0
	大 阪 府	7 6	8 3
	兵 庫 県	2 1	2 3
	奈良県	1 6	1 8
	和歌山県	0 . 5 未満	0 . 5 未満
	総量	1 3 3	1 4 4

(2) 窒素含有量について

表 9 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位:トン/日)

		目標年度における量	平成16年度における量
	生活排水	6 7	7 1
	産業排水	1 8	1 9
	その他	3 1	3 1
	総量	1 1 6	1 2 1

表 1 0 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

__ (単位:トン/日)

	目標年度における量	平成16年度における量
京都府	1 7	1 7
大 阪 府	6 7	7 1
兵 庫 県	2 2	2 3
奈 良 県	1 0	1 0
和歌山県	0 . 5 未満	0 . 5 未満
総量	1 1 6	1 2 1

(3) りん含有量について

表 1 1 大阪湾に係る発生源別の汚濁負荷量

(単位:トン/日)

	目標年度における量	平成16年度における量
生活排水	4 . 4	5.0
産業排水	1 . 6	1 . 7
その他	1 . 5	1 . 5
総量	7 . 5	8 . 2

表 1 2 大阪湾に係る府県別の汚濁負荷量

(単位:トン/日)

	目標年度における量	平成16年度における量
京都府	1 . 2	1 . 2
大 阪 府	4 . 3	4 . 8
兵 庫 県	1 . 2	1 . 3
奈 良 県	0.8	0.9
和歌山県	0.05未満	0 . 0 5 未満
総量	7.5	8 . 2

「大阪湾」とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)別表第二号ハに掲げる水域をいう(以下同じ。)。

なお、大阪湾に係る発生源別及び府県別の目標年度における量及び平成16年度における量は、大阪湾及びこれに流入する公共用水域の水質の汚濁に関係のある地域に係る量である。